

令和4年12月9日

お客様 各位

信用組合 愛知商銀

融資の期限前償還手数料にかかる消費税のご返還のお知らせとお詫び

今般、当組合が取扱いしております、融資の期限前償還手数料のうち、返済額に一定の比率を乗じるものにつきましては消費税が不課税である事が判明致しました。

この期限前返済の際にお客様からお預かりのうえ、国に納付しておりました消費税額は、お客様からお預かりした日から経過日数に応じた法定利息(年5%)を加えたうえでお客様にご返還させていただきます。

対象となりますお客様には個別にご連絡のうえ、返還手続きを実施致します。

お客様には多大なるご迷惑をお掛けしました事を心よりお詫び申し上げます。

記

1.対象となるお客様

2016年(平成28年)7月1日～2022年(令和4年)10月24日の間にご融資を受け、当該融資の全額または一部を繰上げ返済し、返済額に一定の比率を乗じた返済手数料にかかる消費税をお支払いされたお客様

※なお、一定の比率を乗じない、定額の手数料につきましては消費税の課税対象となりますので、今般の消費税分の返還対象ではございません。

2.お客様への対応

上記の返還対象となるお客様に対しまして、個別に文書でお知らせさせていただいたうえで、速やかにご返還手続きを実施致します。

【本件に対するお問い合わせ先】

信用組合 愛知商銀

本部 営業推進部 052-451-5145

月～金曜日(年末年始・祝日を除く)9:00～17:00

以上